

## 『H28年度税制改正大綱（6）企業版ふるさと納税創設』

今回の改正では、地方創生を推進するための施策が随所に設けられている。

【地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設】 地域再生法の改正法の施行日から平成32年3月31日までの間に、同法の認定地域再生計画に記載された地方創生推進寄附活用事業（仮）に関する寄付を行った場合に、法人事業税で10%、法人住民税で20%を税額控除する。ただし三大都市圏にある地方交付税の不交付団体は対象外。また主たる事務所の立地団体への寄附も対象外。【中小企業者等の機械装置の償却資産税の特例措置】 中小企業の生産性向上に関する法律（仮）の施行日から平成31年3月31日までの間に、一定の生産性向上設備（仮）を取得した中小企業者等に対し、その設備に係る償却資産税の課税標準を最初の3年間、価格の1/2とする。【地方法人課税の偏在是正】 平成29年4月1日以後に開始する事業年度から、法人住民税の法人税割を道府県民分で1.0%（制限税率2.0%）、市町村民分で6.0%（同8.4%）に引き下げる一方、地方法人税の税率を10.3%に引き上げる。【地方拠点強化税制の拡充】 雇用促進税制のうち地方活力向上地域特定業務施設整備計画に係る措置で、一定の調整をした上で所得拡大促進税制との併用可とする。

## 『事業者の4割超が赤字 訪問・通所介護—日本公庫調査』

日本政策金融公庫総合研究所が訪問・通所介護事業を営む企業を対象に実施したアンケート調査で、(1)小規模な法人で赤字の割合が多い (2)介護報酬改定の影響は小規模な企業ほど大きい (3)人材の確保は、企業内のコミュニケーションと介護の質がカギとなる (4)3割が事業の拡大を検討している—ことがわかった。

経営実態は4割超が赤字。特に、訪問介護の場合は従業員数4人以下の企業、通所介護の場合は同9人以下の企業で、それぞれ赤字の割合が黒字の割合を上回った。

2015年の介護報酬改定の影響に関しては、改定後、訪問・通所介護以外のサービスも含めて介護報酬が減少した企業の割合が57.6%に上った。減少幅は小規模な企業ほど大きく、従業員数4人以下の企業では 15%以上減ったとする企

業が26.9%を占めた。介護職員や登録ヘルパーが足りていないとする企業の割合は58.5%。人材が足りているとする企業では職員やヘルパーの定着率が高く、企業内のコミュニケーションを深めたり、介護の質を高めたりすることに取り組んでいるものが多かった。事業を拡大したいとする企業の割合は、訪問介護で30.3%、通所介護で28.3%。撤退や縮小を考えている企業も前者で8.6%、後方で8.4%あった。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)